

令和5年度補正予算
「グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証等（対ASEAN）」
に係る事務局の公募について

1. 公募内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（以下、「AMEICC事務局」という。）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（以下、「AOTS」という。）は、令和5年度補正予算「グローバルサウス未来産業人材育成等事業」により「グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証等（対ASEAN）」（以下、「本事業」という。）を実施する事務局を、以下の要領で広く募集する。

2. 事業概要

(1) 事業趣旨・目的

グローバルサウス諸国との連携強化は、日本の経済成長、経済安全保障、国際秩序形成の観点から非常に重要である。これらの国々との協力によって、高い経済成長の見込まれるグローバルサウス市場を取り込み、相互の経済成長を実現することができるだけでなく、重要物資をグローバルサウス諸国から調達し、サプライチェーンを多元化し、経済安全保障を強化することができる。更に国際的な課題に対してグローバルサウス諸国と協調して対処することで、ルールに基づく公正な国際秩序を維持・強化していくことが期待できる。

一方、グローバルサウス諸国はインフラの未整備、人材確保、政情不安等の課題から、日本企業の進出が十分とは言えず、拡大の余地を残してきた。グローバルサウス諸国には、それぞれの発展段階・地域に応じた社会課題があり、日本企業の参画による解決を重点的に支援することが相手国・日本の双方にとって重要である。

このような背景の下、AMEICC事務局は、令和5年12月の日ASEAN友好協力50周年特別首脳会合の開催や、令和6年のG20議長国がブラジル、APEC議長国がペルーであること等を見据え、グローバルサウス諸国との連携強化の重要性が増す今、特に成長の見込まれるGX、DX、ヘルスケア等の分野において、社会課題解決に取り組むことによる知見を日本企業の成長に還元させること、日本の高度技術の海外展開、サプライチェーンの強靱化を目的に、本事業を実施する。

(2) 事業内容

日本に法人格を有する民間事業者が、アセアン地域で実施する実証プロジェクト（※）のうち、採択条件に合致したものを採択し、採択した実証プロジェクトの実施に要する経費の一部を補助し、その費用負担を軽減する。

※実証プロジェクトとは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認することを指す。

(3) 実証プロジェクト公募期間

補助対象となる実証プロジェクトの公募期間は、2024年度中とする。

(4) 実証プロジェクト実施期間

各プロジェクトに対する補助金交付決定後、実証プロジェクトの実施期間は最長3年とする。ただし、実証プロジェクト完了後3年間をフォローアップ期間とする。フォローアップ期間含む全てのプロジェクトは2031年3月31日までに終了するものとするが、精算状況に応じてフォローアップ期間を延長することがある。

(5) 事業費

実証プロジェクトに対する補助金は、総額536億円とする。なお、補助金はAOTSより採択事業者に直接支払うため、事務局業務の委託費には含まれない。

(6) 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、機械設備費、備品費（ソフトウェア含む）、消耗品費、印刷製本費、会議費、謝金、補助要員費、賃借料及び使用料、広告費、その他事業を実施するために必要な経

費

(7) 補助率・上限

補助率：中小企業 2 / 3、中小企業以外 1 / 2

補助上限・下限：1 案件当たり 5 億円以上、40 億円以下

※上限・下限額については、随時 AMEICC 事務局及び経済産業省の指示を仰ぐものとする。

<企業区分の定義>

中小企業：

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者である団体をいう。ただし、次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業」という。）は除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

参考：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

大企業：

上記中小企業の定義に当てはまらないものは大企業とする。

(8) 事業実施地域

A S E A N加盟国のいずれか

(9) 実証プロジェクト採択予定件数

20-30 件程度（予定）

(10) 実証プロジェクト採択方法

民間事業者等による本補助事業に対する申請は、本公募で採択する事務局が公募により受け付ける。ただし、提案されたプロジェクトの採択に当たっては、以下の採択条件等を考慮し、AMEICC 事務局等の関係機関及び専門家を含む第三者委員会を設置の上、決定する。その際、必要に応じてプレゼンによる審査を実施する。

予定採択件数に達しない等の場合には、AMEICC 事務局及び経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（以下、「経産省貿易振興課」という。）と協議の上で、2 回目以降の公募を検討する。

【採択条件】

- ・ グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資すること
- ・ 日本の産業構造の高度化や高度技術の海外展開、サプライチェーンの強靱化に資するものであり、以下 3 類型の少なくとも 1 類型に該当すること
類型①：我が国のイノベーション創出につながる共創型
類型②：日本の高度技術海外展開型
類型③：サプライチェーン強靱化型
- ・ 実証プロジェクト実施で得た結果を、事例として AMEICC 事務局、経産省貿易振興課に開示すること（開示の範囲については事業に影響の出ない範囲に限る）
- ・ 実証プロジェクト実施拠点がアセアン地域であること

- ・ 実証プロジェクトの相手先がアセアンの地場企業又は自社のアセアン拠点を含むこと
- ・ 必要なサイバーセキュリティ対策を講じること

3. 事務局業務の内容

受託者は、AOTS から委託を受けて、①～⑩に記載する本事業の事務局業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課とよく相談をした上で実施すること。なお、本事業が海外で実施されるものであることから、特に下記⑤を適切に実施するために、ASEAN 域内に相当数の拠点をもち、事業の動向をモニタリング可能であることを必須条件とする。

- ① 事業の案件組成（説明会の開催、マッチング支援等によるプロジェクトの掘り起こし）、横展開（実証対象となった技術の他国・他地域への普及支援）
- ② 実証プロジェクトを行う民間事業者等の公募業務※
※本事業の公募業務を進めるに当たっては、事務局受託者は、有するネットワークや国内外の関係機関と連携し、事前周知を行うなど、応募件数増加のための方策を工夫することとする。
- ③ 公募の審査、採択※（第三者委員会の設置・運営、採択額・採択条件の決定を含む。）及び採択案件の公表（英訳等翻訳業務を含む。）
※採択した実証プロジェクトの概要資料（日本語及び英語）を採択事業者の公表までに作成すること。事業完了時には、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課と協議の上、各事業の概要資料を更新することとする。
- ④ 実証プロジェクトが採択された民間事業者等との補助金の交付契約に係る業務（交付申請書の受理、交付契約締結等）
- ⑤ 各実証プロジェクトの進捗状況管理（実証期間中、年1～2回程度の進捗報告会の設置。進捗結果が不良なものについては AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課と協議のうえ、事業計画の変更や中止を促すことを含む。）、確定検査、補助金交付後に適正に交付契約が履行されているかの確認（事業終了後3年後のフォローアップを含む）、成果の普及及び事業に関する問い合わせ対応等
- ⑥ AOTS に対する採択事業者への補助金支払依頼に関する業務
- ⑦ 実証プロジェクトの実施によって得られた優秀事例をとりまとめた報告書の作成（報告書は AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課に提出することとする。）
- ⑧ 交付契約先において交付契約違反等が確認された場合の、交付された補助金の返還請求・徴収等
- ⑨ 会計検査院検査ないし国会等において、事業者に対する交付決定及び交付契約履行の検査等の妥当性に関する説明を求められた際の、説明責任（受託者は契約期間後であっても必要に応じてこれに協力し、説明を行うこととする）
- ⑩ その他の事業管理に必要な事項についての対応（相手国・企業との協議など、トラブルシューティング対応を含む）

4. 留意事項

- (1) 受託者は、実施に当たって、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課とよく連携すること。
- (2) AMEICC 事務局は、受託者による事務局業務の実施に関し、業務委託契約に基づき指導監督を行う。
- (3) 受託者は、3. ②の公募及び③の審査・採択の条件（採択の要件、補助上限、補助率等）について、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課と事前に十分な協議を行うこと。
- (4) 受託者は、3. ②の公募については、本事業の実施期間中に複数回の公募を行うこととし、第1回目の公募は、委託契約後に速やかに実施すること。
- (5) 受託者は、3. ③の審査・採択において補助金の交付契約先を決定する際には、AMEICC 事務局等の関係機関及び専門家を含む第三者委員会を設置し、公募申請書等について意見を聴取しなければなりません。AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課は、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。
- (6) 受託者は、事務局業務の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞な

く AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課に報告を行うこと。

- (7) AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課は、受託者に対し、本事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができる。
- (8) 受託者は、事務局業務の事務実施体制の大幅な変更等、事務局業務の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課に報告を行うこと。
- (9) 受託者は、本事務局業務により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (10) AMEICC 事務局及び経産省貿易振興課は、受託者の事業終了後であっても、事業の実施に疑義が生じたときは、報告を求める場合がある。

5. 成果物

(1) 成果物：

- ① 令和 5 年度補正予算「グローバルサウス未来志向型共創等事業」報告書（日本語）
- ② その他関連資料

(2) 納品形態：電子媒体

- | | | |
|-----------|------------|---------------------|
| (3) 提出期限： | 事業進捗報告① | 2025 年 3 月 31 日（月） |
| | 事業進捗報告② | 2026 年 3 月 31 日（火） |
| | 事業進捗報告③ | 2027 年 3 月 31 日（水） |
| | 事業報告原案 | 2027 年 12 月 24 日（金） |
| | 事業報告 | 2028 年 3 月 31 日（金） |
| | フォローアップ報告① | 2029 年 3 月 30 日（金） |
| | フォローアップ報告② | 2030 年 3 月 29 日（金） |
| | フォローアップ報告③ | 2031 年 3 月 31 日（月） |
| | 最終報告書 | 2031 年 3 月 31 日（月） |

(4) 提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① （一財）海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
東京都足立区千住東 1-30-1
TEL：03-3888-8213
- ② 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課
東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL：03-3501-6759

6. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任
- (2) 採択件数：1 件
- (3) 契約期間：契約日（2024 年 5 月予定）より 2031 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 契約金額：契約金額は、19 億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とし、対象となる経費（予定）は別表 1 のとおり。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金（事務局経費実績額）の 50%以上の委託業務を第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、「再委託」という。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費（外注費を含む。）を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は 8%を上限とする。
- (5) 契約者：（一財）海外産業人材育成協会
- (6) 支払い：年度毎に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに沿って現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。ただし、委託業務の完了前に必要な経費を概算にて請求し、かつ、適当と判断された場合は概算払いを行うことができる。詳細は契約書で定める。なお、

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2024 年 3 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務の提供等（調査・研究）の「B」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）
- (8) 本事業の受託者においては、日本及びアセアン地域の双方において活動拠点を有し、これらの拠点に担当者を配置することで、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。

8. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争への参加を希望する場合は、2024 年 3 月 22 日（金）午後 3 時【必着】までに公募申請書を E-mail 添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限： 2024 年 3 月 22 日（金）午後 3 時【必着】

質疑受付方法： E-mail で受け付ける

質疑回答： 受け付けた全ての質問については、2024 年 3 月 26 日（火）午後 4 時まで、公募への参加の意思表示をされた全ての方に E-mail にて開示する。

9. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2024 年 4 月 1 日（月）午後 4 時まで【必着】に、下記 10. の応募書類を AOTS の大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
担当： 鮎合（あいごう）、木戸（きど）
E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

10. 応募書類

(1) 公募申請書

(2) 企画提案書

- ①様式第 1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
- ②様式第 2 類似業務経験
- ③様式第 3 業務支援体制
- ④様式第 4 作業計画・要員計画
- ⑤様式第 5 受託業務見積書

- (3) 会社概要（事業概要）書
- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）
- (6) 2024年2月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
 - ※（1）及び（2）は、所定の様式（当協会ウェブサイトの本企画競争公告よりダウンロード可）
 - なお、（2）の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

1.1. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。
 - 技術審査項目：
 - ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
 - ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
 - ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）
- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

1.2. 問い合わせ先

一般財団法人 海外産業人材育成協会（AOTS）
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
E-mail: kobo-amshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上

別表 1

事務局に対する委託費対象経費（予定）

| 内 容 |
|---|
| 労務費、旅費、審査委員会費、通信費等（振込手数料、郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費）、資料保管費、システム運営費（システム開発費、維持補修費）、電子計算機借料等、事務所維持費・光熱費、一般管理費、再委託費（外注費を含む。） |